

令和6年1月19日

「那覇市プレミアム付商品券事業委託業務」の質問への回答について

那覇市 経済観光部 商工農水課

令和5年12月27日付けで公告しました「那覇市プレミアム付商品券事業委託業務」の公募に係る質問について、下記のとおり回答します。

No	資料名及びページ番号、項目番号等	質問内容	質問回答
1		実績の報告書をご提供頂けますか。	令和3年度に実施した「なは買エール商品券」について、事業報告書の提供は出来ないため、概要のみの説明とさせていただきます。 事業の概要については下記のとおりです。 ○予算 380,000,000 円（内プレミアム分 260,000,000 円以上） ○予定販売額 ・電子商品券 936,000,000 円（内プレミアム分 216,000,000 円） ・紙商品券 234,000,000 円（内プレミアム分 54,000,000 円） ○発行口数/冊数 ・電子商品券 360,000 口 ・紙商品券 36,000 冊 ○販売単位構成 ・電子商品券 1 口 2,600 円（販売価格 2,000 円） ・紙商品券 1 冊 6,500 円（500 円券 13 枚綴り）（販売価格 5,000 円）

			<p>○販売金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子商品券 952,463,200 円 ・紙商品券 216,333,000 円 <p>○利用金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子商品券 950,831,427 円 ・紙商品券 214,686,500 円
2		納税地が東京都の場合は、「納税証明書その3の3」の提出で相違はないでしょうか？	お見込みのとおりです。
3		事務局開設について、那覇市以外でも可能ですか？	事務局が那覇市外であっても、仕様書 5-(1)制度設計・事務局運営に記載されている業務内容を満たし、本市との密接な連携を行い、適正かつ確実な業務遂行体制が取れる体制が構築可能であれば問題ございません。
4	那覇市プレミアム付商品券事業に係る業務委託仕様書 5 ページ目、8 委託業務内容(8)効果測定⑦	<p>本事業終了後の効果検証データ抽出に関して加盟店毎で必須項目となるか？もしくは業種カテゴリ毎でも可能か？</p> <p>【例:飲食業・小売・サービス業 or 飲食業(居酒屋、カフェ等)、小売(食品販売・衣料販売等)、サービス業(美容室・クリーニング等)】</p>	仕様書 5-(8)-⑦に記載されているとおり、報告書では参加店舗毎の商品券利用実績が必要となります。

5	那覇市プレミアム付商品券事業に係る業務委託仕様書 5 ページ目、8 委託業務内容(8) 効果測定⑦	参加店舗毎のデータが必要な理由及び、本データの利用ケースをご教授下さい。	令和3年度に実施した商品券事業を踏まえた上で、今後の支援事業等、政策に活かすため、参加店舗毎のデータを活用したいと考えています。
6	那覇市プレミアム付商品券事業に係る業務委託仕様書 5 ページ目、8 委託業務内容(8) 効果測定⑦	委託業者からではなく、電子クーポンを委託された再委託業者で効果検証の分析等請け負う事は可能か？	お見込みのとおりです。
7	那覇市プレミアム付商品券事業に係る業務委託仕様書 7 ページ目、8 その他 (6)	再委託の場合、一般管理費の計上は可能か？	一般管理費は、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払いを認められた間接経費であることから、必要な経費であれば再委託についても一般管理費として計上可能です。

8	<p>業務委託仕様書 P3, (3) 商品券の作成、販売</p>	<p>【紙商品券について】 紙商品券の発行イメージとして以下2通りどちらでお考えでしょうか？ (前提) ・12,000円分(プレミアム20%)の紙商品券を10,000で販売する ・小売店やクレジット会社が発行する既存商品券を活用し、那覇市内の10か所以上の店舗にて販売する</p> <p>① 2,000円のプレミアム分のみ利用制限(市内限定利用、期間限定) ※10,000分は市内販売時点で消費成立する判断</p> <p>② 12,000円分全てに利用制限(市内限定利用、期間限定)</p>	<p>仕様書 4-(1)に記載のとおり、商品券の利用は市内店舗に限るため②となります。</p>
9	<p>業務委託仕様書 P5, (8) 効果測定③⑧</p>	<p>参加店舗及び利用者向けのアンケートとはどのくらいとる事を想定していますでしょうか？(サンプル数、具体的な項目等をご教示頂きたいです。)</p>	<p>アンケート数につきましては統計データとして信頼できるサンプル数を提案していただきたいと考えております。具体的な内容については、契約前に調整したいと考えております。</p> <p>【参考】令和3年度「なは買エール商品券」でのアンケート数</p> <p>○事業者 対象 1141 件 回答 192 件 回答率(16.8%)</p> <p>○電子商品券購入者 対象 19,468 件 回答 4711 件 回答率(24.2%)</p>

10	<p>業務委託仕様書 P2, (2) 参加店舗の募集に向けた周知広報及び対応</p>	<p>【紙・電子商品券の加盟店について】 加盟店として那覇市内店舗の県内外のフランチャイズ（コンビニエンスストア等）も対象でしょうか？ また、家電ショップも対象となりますでしょうか？</p>	<p>仕様書 P2(2)③に該当する事業者であれば、フランチャイズ（コンビニエンスストア等）、家電ショップにつきましても対象となります。</p>
11	<p>業務委託仕様書P.3 5- (4) -①</p>	<p>問合せ専用のコールセンターは3月の販売開始前に設置が必要でしょうか。販売前の加盟店からの問合せが目的である場合、「参加店舗の選考基準を市と協議の上決定」後の募集開始となるため準備期間が短くなる可能性がございます。</p>	<p>コールセンターについては、商品券販売開始前までに設置することを想定していますが、具体的なスケジュールについては契約締結前に調整して決定したいと考えています。</p>
12	<p>業務委託仕様書P.3 5- (4) -①</p>	<p>コールセンターの対応時音声ログの保存・提出は不要という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

13	業務委託仕様書P.3 5-(4)-①	緊急時や判断できない案件について貴庁へ相談するエスカレーション先は設置されるのでしょうか。	市役所開庁時においては、当課のプレミアム付商品券担当を問い合わせ先とする予定です。土日等、市役所閉庁時の対応先は別で設置予定です。
14	業務委託仕様書P.4 5-(4)-④	参考として前回（令和3年度なは買エール商品券）の実績（チャンネル別/曜日別/時間帯別の問合せ件数）を提供いただくことは可能でしょうか。	令和3年度に実施した「なは買エール商品券」のコールセンター業務実績のデータ提供は以下のみとなります。 ○商品券申込期間（R3.11.1～R3.11.14）○商品券利用期間（R3.11.29～R4.2.28） ●コールセンター開設期間（R3.10.20～R4.2.28）（11月、12月の繁忙時期は土日も開設） ・入電数 10月：235件 11月：2,835件 12月：4,677件 1月845件 2月：479件
15	業務委託仕様書P.4 5-(4)-⑥	参考として前回（令和3年度なは買エール商品券）の資料（マニュアル、教育資料等）を提供いただくことは可能でしょうか。	マニュアル、教育資料等は実績報告として求めているため、本市に資料がなく、提供できません。
16	業務委託仕様書P.6 7	コールセンターの納入物「コールセンター対応記録」の形式や分類・項目等は指定なしでしょうか。また、対応記録以外の納入物はないという認識でよろしいでしょうか。	コールセンター対応記録の形式に指定はありません。また対応記録以外の納入物についてはお見込みのとおりです。
17	様式3 共同企業体結成届 (P1)	構成員が2社いる場合は構成員の欄を追加して記載してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

18	様式4 共同企業体協定書 (P3)	構成員が2社いる場合は構成員の欄を追加して記載してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	所在地	構成員ですが本社は東京にございますが、作業する場所は沖縄県内です。 所在地の記載ですが作業する場所（沖縄県内の住所）の記載でよいでしょうか。	所在地、代表者欄には共同企業体協定書、優先交渉権者になった際の契約書に記載予定の所在地、代表者を記載下さい。 構成員について、本社または支社のどちらが主体となり契約を結ぶのかは問いません。
20	代表者	構成員の代表取締役は東京本社に在住しておりますが、所在地を沖縄県内にした場合でも代表取締役の記載で問題ございませんでしょうか。	本回答書、No. 19 と同様。
21	市町村税の完納証明書	構成員の本社と作業する場所の住所が異なります。 どの地域の完納証明書が必要でしょうか。 また、完納証明を行う期間に指定はございますでしょうか。 (令和4年から1年間など)	所在地で発行できる最新の完納証明書もしくは滞納が無いことの証明書を提出下さい。
22	様式類一式	全ての提出書類（様式）に関して、日付の指定日はございますか？	日付の指定はございません。書類を持参した日または発送を行った日付を記載下さい。

23	想定質問 3 その他 No. 9	店舗情報提供を考えている「めんそーれ那覇市観光条例～市が指導等を行っている店舗」は約何店舗ありますか	今年度の指導を行った店舗数は約 60 店舗となっています。店舗名等の詳細契約締結後に提供いたします。
24	業務委託仕様書P.3 5-(3)-⑦	販売所として、商工会の場所をお借りできますか、また、商工会に販売対応の委託はできますか	販売スペースの借用場所、販売対応の委託等は提案によるものとしております。 なお商工会議所への販売スペースの借用、販売等については直接商工会議所へお問い合わせください。
25	募集要領 4. 提出書類作成及び提出-(2)企画提案書の提出 公告 受託事業者募集について	企画提案書の提出方法について、募集要領は「持参又は郵送」と記載されていますが、広告では「郵送での提出は不可とする」と記載があります。どちらが正しいでしょうか。	募集要領に記載のとおり、企画提案書は「持参又は郵送」にてご提出お願いいたします。
26	募集要領 4. 提出書類作成及び提出 (3)形式	企画書のサイズはA4ですが、A3を折って挟み込むことは可能でしょうか？	可能です。
27	業務委託仕様書 4. 事業提案についての条件 (3)商品券の作成、販売	電子商品券の購入方法に必須となる支払手段はありますか（コンビニエンスストア、クレジットカード、など）。	購入方法については提案によるものとします。広く市民が利用できる支払手段のご提案をお願いします。

28	<p>業務委託仕様書 4. 事業提案についての条件 (6)周知・広報業務⑧</p>	<p>通知は、どの程度を想定されていますか。利用期間終了前に1回等。</p>	<p>購入後については最低1回以上の通知を想定していますが、利用促進に向けて効果的な広報については提案によるものとします。</p>
29	<p>想定質問 3-8</p>	<p>前回実施の加盟店リストを提供いただけるとのことですが、店舗数を教えていただけないでしょうか。</p>	<p>令和3年度に実施した「なは買エール商品券」の登録店舗数は1334店舗となります。</p>
30	<p>仕様書 P1 事業提案についての条件 (1) 商品券の事業概要について</p>	<p>商品券の名称は前回同様がよろしいでしょうか。 もしくは提案する場合は提案内容に含まれますでしょうか。</p>	<p>商品券の名称の指定はありません。名称については契約後に本市との調整により決定いたします。 企画提案時に名称を提案していただけたらと考えています。</p>
31	<p>仕様書 P2 (2) 参加店舗の募集に向けた周知広報及び対応 ①</p>	<p>参加店舗の募集について、商工会議所等との連携は可能でしょうか。</p>	<p>本事業における協力連携について、原則として募集要領2-(2)応募の資格要件を満たしている事業者・団体等であれば可としています。</p>

32	仕様書 P3 (3) 商品券の作成、 販売 ⑨	電子商品券について、販売期間内のシステム稼働率99%以上とは、24時間の間でメンテナンス等で予告停止する時間がある場合、その時間を差し引いた時間が99%以上と理解すればよいか。システムトラブル等による予測できない停止については含まれないと理解してよいか。またトラブル等による停止も含まれる場合、過去の稼働実績をもって稼働率を証明するということがよいか。	予告停止については、差し引いた時間をシステム稼働率とします。トラブル等による停止の際に過去の稼働実績をもって稼働率の証明することについては、トラブルの内容等を踏まえ、本市との調整で判断したいと考えております。また災害、停電等の不可効力に伴うシステムの停止については含まないと考えております。
33	仕様書 P4 (4) 市民・参加店舗からの問合せ対応⑤	フリーダイヤルの番号はこちらで選定してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	仕様書 P4 (4) 市民・参加店舗からの問合せ対応 ⑨	令和3年の際の問い合わせコール数・受電数・総受電時間(もしくは平均受電時間)・運営体制、また、どのような内容のお問い合わせや外国人の方からの問い合わせがあったのかをご教示いただけますでしょうか。	令和3年度に実施した「なは買エール商品券」のコールセンター業務実績の公表出来るデータについては、本回答書 No. 14 となります。

35	仕様書 P5 (8) 効果測定	消費喚起・誘発効果測定のため産業連関表が必要になると認識しています。那覇市様におかれましては産業連関表がないと認識しておりますが、仮に内部的に所有されています場合、契約後に共有いただけますでしょうか。または、沖縄県の産業連関表を利用した測定で問題ないでしょうか。	効果測定等については、国、沖縄県、民間シンクタンク等において公表している最新の産業連関表を活用して問題ございません。
36	別紙3 企画提案審査評価基準	審査はどのような方々が実施されますでしょうか。	審査員の詳細情報は公表しておりません。本市職員で構成されている経済観光部所管事業審査委員会において審査いたします。
37	電子商品券について	電子商品券について、アプリ形式での参加の場合、アプリは那覇市様の商品券事業専用のアプリである必要はあるか。 また、1アプリ内で複数の電子商品券事業の運用が認められる場合、残高の利用について、利用者の利便性のため、本商品券事業での商品券残高	本事業における専用アプリの必要はございません。 既存のアプリを活用した際に残高を合算しての決済運用については可能と考えておりますが、本市が発行する商品券には利用期間があるため、商品券残高が表記される等、利用に影響が出ないような運用を行う必要があります。

		を優先利用するとはしても、残高を合算しての決済運用を行ってもよいか。	
38	仕様書2頁 (2)-① 参加店舗の募集	参加店舗の募集にあたり、前回の加盟店のリストの提供を事前にいただくことは可能でしょうか。	加盟店のリストの提供については、契約締結後に提供いたします。
39	03_業務委託仕様書 P2, P4 5 委託業務内容 (2) 参加店舗の募集に向けた周知広報及び対応 (6) 周知・広報業務	説明会等、会場の手配が必要な業務の際に、貴市の保有する施設を利用することは可能でしょうか。また、利用可能な場合、会場費用をご教示いただけないでしょうか。	本市の施設を利用することは可能となります。会場費用については施設によって異なります。施設の例として、IT 創造館、なは産業支援センター、那覇市第一牧志公設市場（多目的室）等については本市事業に関する利用のため全額免除となります。その他の施設につきましては各施設の HP 等をご確認ください。
40	03_業務委託仕様書 P3 5 委託業務内容 (3) 商品券の作成、販売	「①電子に代わる商品券は全体の 2 割程度」との記載がございますが、「全体」とは、発行額全体を指しますか、もしくは販売額全体を指しますか。また、2 割程度ということは 2 割を下回ることも可能という理解でよろしいでしょうか。	電子に代わる商品券は全体の 2 割程度とは、総事業費から委託事務費用を除いたプレミアム分の 2 割を想定しております。また全体の 2 割を下回ることも可能ですが、電子を使えない方に向けての発行となるため著しく 2 割を下回り購入希望者が購入できないことがないようにして下さい。

41	03_業務委託仕様書 P4 5 委託業務内容 (6)周知・広報業務	<p>「①市民全戸に対しチラシ配布等による周知を行うこと。」との記載がございますが、全戸へのチラシ等のポスティングに限定しているということでしょうか。もしくは、ポスティングに限らず、幅広く市民に対して何らかの手段により周知を行うこと、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ポスティングに限定していません。周知手法については全市民向けに確実に周知を行いたいと考えているため、ご提案いただいた内容を踏まえ契約前に協議の上で決定していきたいと考えております。</p>
42	03_業務委託仕様書 P4 5 委託業務内容 (6)周知・広報業務	<p>貴市の広報ツール（回覧板等）を活用して市民への周知を図ることは可能でしょうか。可能な場合、今回利用できる貴市の広報ツールをご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>広報紙「なは市民の友」、本市の公式 LINE を活用しての事業の周知・広報等は可能となります。</p>